

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表済事故において、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件について

平成25年12月9日
経済産業省商務流通グループ
製品安全課製品事故対策室

消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下「消安法」）第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故に係る公表において、製品起因か否かが特定できていない事故として公表した案件のうち別紙については、消費経済審議会製品安全部会『平成25年度第1回製品事故判定第三者委員会』における審議の結果、原因究明調査を行ったものの製品に起因して生じた事故かどうか依然として不明であると判断したので、製品安全に資する情報提供の観点から、不明の理由を付して公表することとします。

なお、事故原因は不明であるため、今後の事故の発生について注視し、必要に応じて対応を行うこととしています。

※詳細は別紙のとおりです。

【参考】※消安法

（内閣総理大臣への報告等）

第35条

消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を内閣総理大臣に報告しなければならない。

原因調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
1	A201200233 平成24年4月15日(千葉県) 平成24年6月27日	電気こたつ用コード	E1016	大和電器株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の中間スイッチ付近の焼損が著しく、接点部の一部が確認できなかったが、残存していた端子、金具、内部配線に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の電源コードの被覆の一部に焼損が認められたが、断線や溶融痕など出火した痕跡は認められなかった。 ○当該製品の電源プラグ及び器体側コネクタ一部に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の中間スイッチ部の焼損が著しく、残存する部品に出火の痕跡は認められなかったが、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
2	A201100878 平成24年1月11日(滋賀県) 平成24年1月23日	門扉(引戸)	スタックラインA1型(SA1-12L-55S)	四国化成工業株式会社	(重傷1名) 学校で当該製品を操作していたところ、浮き上がっていた施錠枠(錠が付いているワク)が落下し、指を負傷した。	○当該製品の開閉は、事故現場を通行する不特定多数の者によって行われていた。 ○生徒が門扉を閉めるのに苦労していたため、使用者が交代し、最後の1m位を閉めようとしていた際に施錠枠に小指をはさみ負傷した。 ○当該製品の施錠枠内部と本体縦框とを固定するための六角ボルト、ナットが欠落し、施錠枠が上下にスライドする状態であった。 ○転倒防止金具が全8か所のうち4か所が無くなっており、先頭台車部の転倒防止金具は異常摩耗が認められた。 ○ガイド金具のネジに緩みと先頭の台車柱にネジの欠落が認められた。 ○戸当たり柱に打痕が認められた。 ○前ストッパーに破損が認められた。 ○施錠枠、本体縦框に変形が認められた。 ●当該製品は、引き戸の可動部分が損傷した状態で不特定多数の利用者によって恒常的に使用されていたものと考えられ、台車がレール上を外れるなど引き戸の開閉が正常に行えなかった状態で、本体の枠に施錠枠が固定されていなかったため、本体縦框と施錠枠キャップの間に指を置いた状態で、強く引き戸を引いたため本体縦框と施錠枠キャップの間に指が挟まり事故に至ったものと推定されるが、当該製品の設置状況及び使用状況の詳細が不明なため施錠枠を固定するボルト、ナットがどの時点で欠落したのか確認ができず製品起因か否かを含め、事故原因を特定することができなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
3	A201100986 平成24年1月15日(東京都) 平成24年2月14日	圧力鍋	DSJ22-7L	SIS株式会社	(重傷1名) 当該製品で調理中、蓋が外れて調理物が飛び散り、火傷を負った。	○使用者は、当該製品で圧力調理し、火を消した後に圧力を抜くのを忘れ、蓋の取っ手を回し、蓋が外れて火傷を負っていた。 ○当該製品は、内圧ビンが出ていても蓋の取っ手は20°まで回転し、連動して蓋の留め金が外周方向に少し広がる構造であった。 ○内圧40kPaの時に蓋を開けることを意図して取っ手を回転したところ、破裂音とともに蓋が外れ熱湯が飛散した。(蓋を開ける時に取っ手に加圧した力は約250N) ○第三者機関で事故の再現試験(内圧40kPaで蓋が開閉するかの試験)を行ったところ、110Nの力を加えても当該製品には異常は認められず、さらに加圧し118Nで蓋回りから蒸気が排出されることが確認されたが、蓋は外れることはなく、排出された蒸気の温度も自然拡散状態で30℃～40℃であり、事故の再現は確認できなかった。 ●当該製品の内圧を抜かずに蓋を開けようとしたため、蓋が外れて事故に至ったものと考えられるが、事故当時の詳細な使用状況が確認できず、製品起因か否かを含め事故原因の特定には至らなかった。	
4	A201200193 平成24年5月26日(東京都) 平成24年6月8日	ルーター(パソコン周辺機器)	MobileCube IMW-C910W	株式会社光通信	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品のUSBコネクタ及びリセットホール側が焼損していた。 ○バッテリーセルに、5か所の穴が認められ、その内の3か所は背面リセットホールの後方、2か所は側面であった。 ○リセットボタンを押すだけでは、セルに加重はかからない構造であった。 ○再現実験の結果、外部からバッテリーセルに対して針を用いて加重を加えたところ、発火が認められた。 ●当該製品のバッテリーセルが焼損していたことから、バッテリーセルの内部短絡により発火もしくは外部より圧力が加わったことで出火したものと推定されるが、使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
5	A201200274 平成24年7月1日(静岡県) 平成24年7月12日	換気扇	FY-6V	松下エコシステムズ株式会社(現:パナソニック株式会社)	(火災) 当該製品を使用中、火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品周辺の壁面、天井が焼損し、当該製品は焼損により落下し、樹脂の塊になっていた。 ○回路基板は樹脂の塊の中にあり、残存部品に出火の痕跡は認められなかったが、電源線が接続されていた連結端子、シャッタースイッチ等の部品は確認できなかった。 ○モーター内部に焼損はなく、モーター巻線に溶融痕は認められなかった。 ○電源電線に溶融痕は認められたが、モーター外郭と接触した短絡痕であり、電源電線の誤接続は確認できなかった。 ●当該製品が焼損する火災であり、当該製品の残存部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、回収されていない部品があることから、製品起因かも含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間:5年

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
6	A201200320 平成24年7月6日(愛媛県) 平成24年7月30日	折りたたみ椅子(浴室用)	折りたたみ背付	株式会社リッチェル	(重傷1名) 当該製品を使用中、指を挟み、負傷した。	○当該製品を開いた状態で背もたれと座面の両方を持って運ぶと、固定はされているがロック力が弱く、ロックバーが外れた。 ○当該製品の座面をロックした時、ロックバーが座面の両端に接触し、座面ロックとロックバーとの間に隙間が認められた。 ○座面ロックの形状が当該製品と同型品に差異があり、ロックバーを挟む両壁の厚さが、当該製品2.0mm、同型品2.55mmであり、同型品のロック力が強かった。 ○当該製品の座面をロックした時、ロックバーの収まり量が浅くなっていた。 ●当該製品は、座面ロックが変形し、ロックバーの収まりが浅くて緩くなってロックが外れやすくなっていたものに、使用者が座ったまま椅子を前方に移動させようと座面に指をかけたところ、座面ロックが外れて座面が浮き上がり、座面と支持部の間にできた隙間に指を挟み、座り直したときに指を切断して事故に至ったものと推定されるが、当該製品の詳細な使用状況及び事故前の座面ロックの状態が不明であることから、製品起因か否かも含め、事故原因を特定するに至らなかった。	
7	A201200328 平成24年5月8日(大阪府) 平成24年8月6日	ドア(浴室用)	GVGE310(松下電工株式会社(現 パナソニック株式会社)ブランド)	YKKAP株式会社(松下電工株式会社(現 パナソニック株式会社)ブランド)	(重傷1名) 浴室で犬を洗浄中、当該製品の下枠レール上に左足を踏み込み、負傷した。	○使用者は、犬を洗っていたところ犬が浴室から出ようとしたため、下枠付近に左足を置いた状態で、犬が出て行くのを止めようと足を踏ん張った時、左足が滑り下レールの端部に擦って裂傷を負った。 ○下レールの上を動く下戸車の周辺には汚れ・異物の付着が認められた。 ○事故後、リフォーム業者が下レールの表面をやすり掛けした。 ●使用者が浴室で犬を洗浄中、外に飛び出そうとした犬を引っ張ろうして左足を当該製品の下枠付近で踏ん張ろうとした際に、前屈みの不安定な体勢となって足を滑らせ、下レールの端部で左足親指側側面を受傷した事故と推定されるが、事故後リフォーム事業者によって下レール表面がやすり掛けされていたため、事故時の状況が不明であり製品起因か否かも含め、事故原因の特定には至らなかった。	
8	A201200339 平成24年7月27日(東京都) 平成24年8月8日	テレビ(ブラウン管型)	KW-28HDF7	ソニー宮株式会社(現 ソニーエムシーエス株式会社)	(火災) 当該製品で視聴中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品の外観には異常は認められなかった。 ○当該製品のバックカバーの内側に異常は認められなかった。 ○偏向ヨークの回路基板に一部焼損が認められ、焼損部はコイルの端子のはんだ部周辺であった。 ○他の部品に異常は認められなかった。 ○外郭の天面及び製品内部に液体が垂れた痕跡が認められた。 ○通風口及び製品内部にホコリの堆積が認められた。 ●当該製品の偏向ヨークの回路基板上に使用しているコイルのはんだ部分が異常発熱もしくは内部に液体等が浸入したため放電し、基板の一部を焼損したものと推定されるが、使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間:不明 (販売期間から12年～15年と推定)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
9	A201200406 平成24年8月11日(岩手県) 平成24年9月4日	ラジオ	ICF-A100V	ソニーイーエム シーエス株式会 社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火 災が発生した。	○当該製品は焼損が著しく原形を留めておらず、内部基板は一部しか確認でき なかった。 ○回収された電源コードの一部の断線部には、屈曲や引っ張られた痕跡及び 溶融痕が認められた。 ○電源トランスの温度ヒューズは断線しているが、巻線には変色はなく、絶縁被 膜も一部残っており、出火痕跡は認められなかった。 ●当該製品の電源コードが屈曲等により断線し出火した可能性も考えられる が、当該製品の焼損が著しく内部基板等の確認ができない電気部品があること から、製品起因か否かも含めて、事故原因の特定には至らなかった。	
10	A201200430 平成24年9月5日(兵庫県) 平成24年9月13日	かさたて	US-TE	山崎実業株式会 社	(重傷1名) 掃除をするため当該製品を持ち 上げたところ、当該製品が破損 し、負傷した。	○使用者(50代・女性)が玄関前を掃除中、右手にほうきを持ち、左手に当該 製品の内側から穴に手を入れて持ち上げた。 ○同等品による温度試験結果及び屋外試験結果、亀裂の発生等異常は認め られなかった。 ○外観には、打痕等の衝撃が加わった痕跡は認められなかった。 ○内外面の釉薬(陶器表面に塗る上薬)部には全面にわたり微細な亀裂が認 められたが、一部の亀裂が粘土部にまで達していたものの、ほとんどの亀裂が 粘土部付近で止まっていた。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製 品の内外面の釉薬(陶器表面に塗る上薬)部には全面にわたり微細な亀裂が 認められ、亀裂により強度が低下して破損に至ったものと考えられるが、同等 品による温度試験及び屋外試験においても亀裂の発生が再現されなかったこ とから、亀裂が生じた原因及び時期が不明であり、製品に起因か否かも含め事 故原因を特定するに至らなかった。	
11	A201200434 平成24年6月4日(静岡県) 平成24年9月13日	電動車いす(ハンド ル形)	ET3C1型	スズキ株式会社	(死亡1名) 使用者(80歳代)が下り坂曲がり 角の斜面と当該製品に挟まれた 状態で発見され、病院で死亡が 確認された。	○死因は心筋梗塞であった。 ○事故2日前から走行時に異音が生じていた。 ○当該製品は右アームレストと右ミラーが損傷し、右側が斜面と衝突していた が、駆動モーターが空回りし、電磁ブレーキが作動しなかった異常が認めら れた。 ○駆動ギアを固定しているボルトが折損し、モーター軸から駆動ギアが外れ、 モーターが空回りしていた。 ○駆動ギアのボルト固定面に凸部があり、ボルトは疲労破壊により折損してい た。 ●当該製品の駆動ギアを固定しているボルトが折損し、電磁ブレーキによる制 動ができない状態になっていたが、当該事象が事故前に発生していたか否か の確認が困難であるため、製品に起因するか否かを含め、事故原因の特定に は至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
12	A201200477 平成24年9月17日(奈良県) 平成24年9月28日	エアコン(室外機)	AR22JPSK	ダイキン工業株式会社	(火災) 異音に気づき確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は全体的に焼損し、外郭樹脂は焼失していた。 ○ファン及びファンモーターにつながる内部配線は焼失し、ファンモーターは脱落していた。 ○端子台は焼失し、端子台内の端子の一部は未回収で確認できなかった。 ○他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○内外連絡線は、複数箇所で断線し、断線部に溶融痕が認められたが、一次痕か、二次痕かの特定はできなかった。 ●当該製品の焼損が著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間:約4年
13	A201200481 平成24年9月17日(福井県) 平成24年9月28日	電気洗濯機	AW-70GC	東芝家電製造株式会社(現 東芝ホームアプライアンス株式会社)	(火災) 住宅1棟を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○当該製品は、全体的に焼損が著しく、ふたなどの樹脂部分は溶融・焼失し、内部には落下物が入り込んでいた。 ○溶融樹脂の中に埋もれていた電源基板及びコントロール基板などの電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の電源コードは、本体背面の取り出し口で断線しており、断線部から先の電源コードと電源プラグは確認できなかった。 ○当該製品背面の床面が著しく焼損していた。 ●当該製品は焼損が著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間:5年5か月
14	A201200519 平成24年10月4日(東京都) 平成24年10月16日	エアコン	MS-35SC	三菱電機株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は著しく焼損しており、樹脂部は全て焼失していた。 ○ファンモーター用コンデンサーの内部に溶融痕が認められたが、溶融痕には大きな気泡があり、一次痕か二次痕かの特定はできなかった。 ○ファンモーターのリード線にも多数の溶融痕が認められたが二次痕であった。 ○温度調節器の接点部、風量制御スイッチ、周波数切替スイッチは未回収で確認できなかった。 ●当該製品の運転コンデンサー内部に溶融痕が認められたが、溶融痕には大きな気泡があり一次痕か二次痕かの特定ができず、未回収で確認できない部品もあることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間:32年
15	A201200531 平成24年10月9日(東京都) 平成24年10月19日	エアコン	AN2207X-W	ダイキン工業株式会社	(火災、軽傷1名) 当該製品を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。	○当該製品の外郭は、ほぼ焼失していた。 ○樹脂の溶融物からプリント基板、ファン電動機、変圧器、端子盤が確認されたが、いずれも出火した痕跡は認められなかった。 ○電源コードの電源プラグの栓刃から約10cmの位置のコード部分に短絡痕が認められたが、二次痕と推定された。 ○電源プラグの栓刃接続部には出火の痕跡は認められなかった。 ○表示用基板、ステッピング電動機(スイング用電動機)は焼失していた。 ●当該製品の残存した電気部品には出火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、未回収部品もあることから製品起因か否かも含め、原因の特定には至らなかった。	・使用期間:不明 (製造時期より13年~14年と推定)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
16	A201200533 平成24年10月10日(大阪府) 平成24年10月19日	電気洗濯機	AW-42SG	東芝ホームアプライアンス株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は上部の蓋、操作パネル等が焼損により脱落した状態であり、金属製の外郭の正面から両側面にわたって焼損していた。 ○当該製品の電源基板上に接続される内部配線が、基板上のコネクターから約5cmの位置で断線し、断線部に溶融痕が認められたが、一次痕か二次痕かの特定はできなかった。 ○他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の電源プラグはコンセントに接続されていたが、事故時は使用されていなかった。 ●当該製品の残存部品に出火の痕跡は認められなかったが、内部配線の溶融痕が一次痕か二次痕か特定できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間:リサイクル品で20日(販売期間から最大3年6か月と推定)
17	A201200568 平成24年7月18日(福岡県) 平成24年11月1日	電気洗濯機	NW-IB705	日立ホーム・アンド・ライフソリューション株式会社 (現 日立アプライアンス株式会社)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は屋外の軒下に設置されていた。 ○当該製品は事故発生の数か月前から故障(脱水運転のみ可能)しており、使用者は当該製品の故障を認識していた。 ○当該製品は焼損が著しく、樹脂部分は焼失し、外郭、洗濯槽、モーター、クランチ、配線等の金属部のみ残っている状態であった。 ●当該製品は焼損が著しいため、製品起因か否かも含め、原因の特定には至らなかった。	・使用期間:7年
18	A201200571 平成24年10月22日(神奈川県) 平成24年11月2日	電気冷蔵庫	NR-200AF	松下冷機株式会社 (現 パナソニック株式会社)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は背面を中心に焼損していた。 ○電線部分は所々で断線が認められたが、溶融痕は認められなかった。 ○当該製品の主要な電気部品の樹脂部分はほぼ焼失していたが、配線、端子等はほぼ残存しており、発火の痕跡は認められなかった。 ○始動コンデンサーは未回収であった。 ●当該製品の焼損状況から外部からの延焼により焼損した可能性も考えられるが、焼損が著しく、未回収の部品もあることから、製品起因か否かも含め、原因の特定には至らなかった。	
19	A201200597 平成24年10月23日(神奈川県) 平成24年11月9日	電気冷蔵庫	SR-331V	三洋電機株式会社	(火災、軽傷1名) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品のPTCリレー端子及び過負荷リレー端子部には、断線や溶融痕は認められなかったが、PTCリレーは破損しコンプレッサー端子が露出していた。 ○起動コンデンサーの外郭樹脂は焼損していたが、内部に出火した痕跡は認められなかった。 ○運転コンデンサーは、黒く焼損し破損していたが、内部に出火した痕跡は認められなかった。 ○コンプレッサーの内部のオイルは抜けていたが、巻き線及び端子接合部に出火した痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存した電気部品には出火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、未回収部品もあることから製品起因か否かも含め、原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
20	A201200606 平成24年10月27日(兵庫県) 平成24年11月14日	ヘアドライヤー	HDH-301	東芝電気器具株式会社(現 東芝ホームテクノ株式会社)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、樹脂製のハンドル部分が焼損し、電源コードは被覆が焼失して、数か所で断線していた。 ○電源コードの断線部に熔融痕が認められたが、一次痕か二次痕かの特定はできなかった。また、電源コードの一部は未回収であった。 ○ヒーター、モーター、スイッチなどの他の電気部品に異常は認められなかった。 ●当該製品の内部部品に出火の痕跡は認められなかったが、電源コードの熔融痕が一次痕か二次痕か特定できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
21	A201200618 平成24年11月12日(三重県) 平成24年11月20日	エアコン	SRK22ZE	三菱重工業株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故現場は当該製品付近から出火した焼損状況であった。 ○当該製品は落下・焼損し、熱交換器や電装部品が著しく焼損していた。 ○回収したファンモーター、端子台等に出火の痕跡は認められなかったが、制御基板や内部配線は未回収のため確認できなかった。 ●当該製品は焼損が著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間:15年
22	A201200628 平成24年11月15日(静岡県) 平成24年11月26日	エアコン(室外機)	RA227EX	ダイキン工業株式会社	(火災) 無人の事務所で当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は故障していたが、電源は接続されていた。 ○内部基板は焼損が著しく、停止中も常時通電されている接続端子のはんだ付け部に熔融痕が認められた。 ○当該製品のはんだ付け部に異常は認められなかった。 ○当該製品外郭及び内部には、リンや硫黄成分を含む異物が付着している異常が認められた。 ●当該製品内部の基板接続端子部から出火した可能性が考えられるが、はんだクラックによるものか異物が付着したことによるものかは特定出来ず、製品起因か否かも含め、原因の特定には至らなかった。	・使用期間:15年
23	A201200642 平成24年11月20日(福岡県) 平成24年11月30日	温水洗浄便座	TCF650R #NB2	TOTO株式会社	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	○火災現場となったトイレには、他に出火元は確認されなかった。 ○タンク上部の手洗い用水栓から水を溢れさせて便座等を濡らしていたため、事故発生前から調子が悪かったとの証言がある。 ○便座は、便座コード取り込み部付近の焼損が著しく、便座プロテクター内部の配線に熔融痕が認められたが、熔融痕解析の結果、二次痕であると推定される。 ○便座内部に水等が浸入した場合を想定した再現試験を行った結果、トラッキング等の異常は認められなかった。 ●当該製品のヒーター線及び内部配線等に過熱・発火した痕跡が認められず、再現試験でも異常は発生しなかったが、出火元は他になく、事故発生以前から当該製品に不具合が生じていた原因は不明であり、製品起因か否かも含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
24	A201200689 平成24年12月2日(東京都) 平成24年12月17日	調光器	WN575259	松下電工株式会社 (現:パナソニック株式会社)	(火災) 飲食店で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は背面外郭の電源接続部周辺が焼損していたが、電源線接続部に接触不良の痕跡は認められなかった。 ○内部基板は焼損が著しく、電源線接続部の基板リード端子には溶融痕が認められた。 ○基板に取り付けられているポリウム、コンデンサー、トライアック、チョークコイルは残存していたが、落雷対策のサージアブソーバーは確認できなかった。 ●当該製品の電源線接続部の基板リード端子に溶融痕が認められることから、リード端子に短絡スパークが発生し出火に至ったものと考えられるが、基板の焼損が著しく、確認できない部品もあるため、製品起因か否かも含め、事故原因の特定には至らなかった。	
25	A201200739 平成24年12月20日(東京都) 平成24年12月28日	ライター	JUMBO DISPO・D- 1033104	アドミラル産業株式会社	(火災) 店舗で当該製品を焼損する火災が発生した。	○押しボタン式で炎口部に蓋が付いていない当該製品は、ディスカウントストアのレジ近くの陳列棚に使用可能な状態で置かれていた。 ○防犯カメラによれば客が当該製品を取って数回着火動作をし、棚に戻してから約10分後に、当該製品から出火する様子が記録されていた。 ○着火レバー部分に異物の混入は認められず、その痕跡も確認できなかった。 ○ガスタンクの蓋に緩みは認められなかった。 ○当該製品を含むロットは全数検査が実施されていたが、全数検査の書面による記録は取られていなかった。 ○事故同等品による繰り返し点火試験では、残炎状態は再現しなかった。 ●当該製品は、点火操作後残炎状態が継続したため、徐々に火口付近のプラスチック部分が溶けて漏れたガスに引火し、事故に至った可能性が考えられるが、残炎の原因が特定できなかったため、製品に起因するか否かも含め、事故原因の特定には至らなかった。	
26	A201200841 平成24年9月3日(福島県) 平成25年1月29日	凍結防止用ヒーター	SX-1.5	株式会社小口製作所(日本電熱株式会社ブランド)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は電気給湯機の給水、給湯配管に取り付けられていた。 ○当該製品の電源コードと発熱帯電極線を接続するカシメ付近の電極線が断線し溶融痕が認められたが、一次痕か二次痕かの特定はできなかった。 ●当該製品の発熱帯電極線の溶融痕付近から出火した可能性が考えられたが、一次痕か二次痕かの判断ができず、製品起因か否かも含め事故原因の特定には至らなかった。	
27	A201200932 平成25年1月29日(北海道) 平成25年2月19日	電気乾燥機(靴用)	CSS-500	カールテクノ株式会社	(火災) 建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○事故現場に、当該製品と特定できるものは残存していなかった。 ●当該製品は残存しておらず、調査できないことから、製品起因か否かも含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
28	A201200937 平成25年1月11日(神奈川県) 平成25年2月21日	電気ストーブ	7FC(株式会社デンソーブランド)	GAC株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品が置かれていた床面が焼け落ちていた。 ○当該製品は焼損が著しく、アルミ製反射板は下部が溶融していた。 ○電源コードは本体側コードプロテクター部で断線していた。 ○電源スイッチや接続端子に出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コードの残存する被覆に、硬化やひび割れ等の劣化の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の電源コードの本体側コードプロテクター部に断線が認められることから、電源コードに外力が加わったことにより、コード芯線が断線・スパークし出火した可能性が考えられるが、詳細な使用状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかった。	
29	A201200975 平成25年2月16日(三重県) 平成25年3月1日	電気ストーブ(ハロゲンヒーター)	KS-816RS	森田電工株式会社(現 株式会社ユーイング)	(火災) 当該製品を使用して就寝中、異常に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品を就寝時に使用し、当該製品が布団の上に倒れ布団が焼損していた。 ○当該製品は台座が組立式で、本体を台座にはめ込んだ際に、転倒時OFFスイッチが台座底面から出るものであるが、転倒時OFFスイッチが台座底面から出ていなかった。 ○転倒OFFスイッチは使用時に引っ掛かる構造ではなく、転倒OFFスイッチが台座表面から出ていれば、転倒時に通電は停止した。 ○当該製品の安定性に問題はなかった ●当該製品を就寝時に使用して転倒させたことと、転倒時OFFスイッチが底面から出ていなかったことから、通電が継続し布団が焼損したものの考えられるが、転倒時OFFスイッチが底面から出ていなかった原因は、詳細な使用状況等が不明のため、事故原因の特定には至らなかった。	